

相続税・贈与税

1、タワーマンション節税の制限

新設

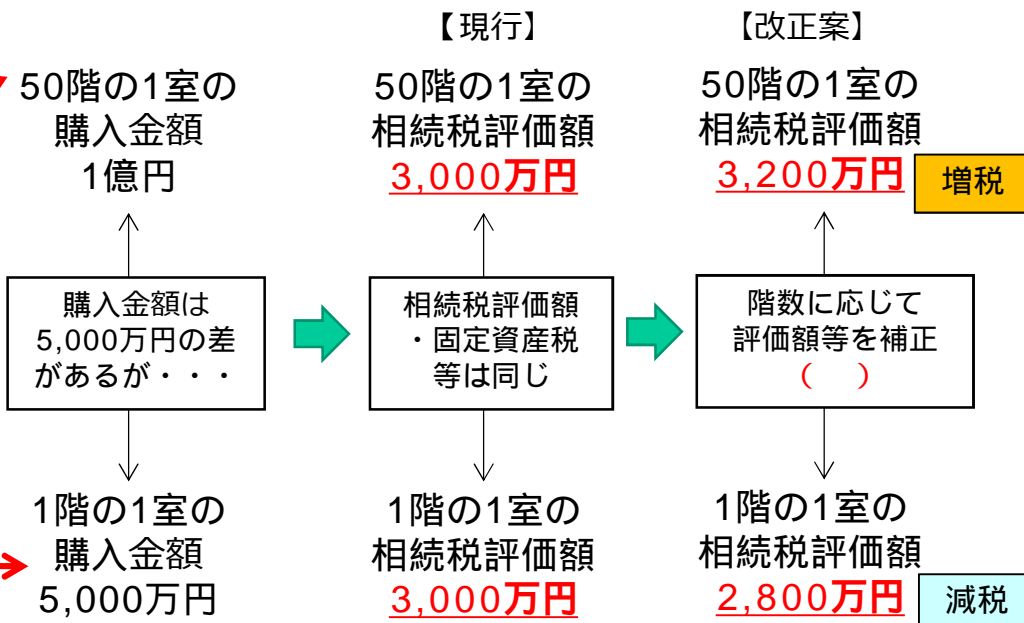
増税

減税

改正の内容

- ・相続税対策でタワーマンションを購入するという「タワマン節税」が制限されます。
- ・平成30年度から新たに固定資産税が課税される、高さ60m（概ね20階）を超える新築の居住用高層マンション（建築基準法令上の超高層建築物）について、高層階の相続税評価額、固定資産税等が引き上げられます。一方、低層階の相続税評価額、固定資産税等は引き下げられます。

改正案のイメージ
（金額推計）



() 補正：中間階を基準とし、1階上がるごとに約0.25%増税、1階下がるごとに約0.25%減税適用が見込まれる者

平成29年1月2日以降に完成する60m（概ね20階）を超える新築マンションを購入予定の方。

2、未上場会社株式の評価見直し

新設

改正の内容

- 未上場会社株式の評価のうち類似業種比準価額方式について下記の見直しを行う。
- (ア) 類似業種の上場会社の株価について、課税時期に属する月**以前2年間平均**を加える。
 - (イ) 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、**連結決算を反映**させたものとする。
 - (ウ) 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、**1:1:1**とする。
- 上記の改正は**平成29年1月1日以後の相続、贈与等**により取得した財産の評価に適用する。
- 適用が見込まれる者
平成29年1月1日以降に相続、贈与等で未上場会社株式の移転を行う可能性のある方。
(利益が減少した場合の株価の下落効果が出にくくなる)

3、海外移住者に対する納税義務の見直し

既存

増税

現行では、被相続人及び相続人が**5年を超えて**海外に住所を移した場合に、国外財産については相続税の対象外となっていたが、平成29年4月1日以降の相続では**10年を超えて**に見直される。